

学校において予防すべき感染症

パリ日本人学校

日本の『学校保健安全法』に定められた「学校で予防すべき感染症」は下記のとおりです。学校感染症に罹患の場合は出席停止となり登校できません。出席停止期間は以下の通りです。よろしくお願いいたします。

	種類分け	病名	出席停止期間
第一種	感染症予防法の一類感染症と結核を除く二類感染症。	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで。
第二種	空気感染又は飛沫するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症。	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては、3日）を経過するまで。
		百日咳	特有の咳せきが消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
		風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで。
		水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂か皮化するまで。
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症。	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>その他の感染症（※1）</u>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

（※1）学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合には、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。

▼インフルエンザの例）水曜日に発症（発熱）した場合の、発症した後5日を経過した登校可能日。

	発症日		発症後					▼（最短）	
	0日 水	1日 木	2日 金	3日 土	4日 日	5日 月	6日 火	7日 水	
発症後1日目（翌日）に解熱	発症（発熱）	解熱0日	（解熱後1日）	（解熱後2日）	経過観察	経過観察	登校可能		
発症後2日目に解熱	発症（発熱）	発熱1日	解熱0日	（解熱後1日）	（解熱後2日）	経過観察	登校可能		
発症後3日目に解熱	発症（発熱）	発熱1日	発熱2日	解熱0日	（解熱後1日）	（解熱後2日）	登校可能		
発症後4日目に解熱	発症（発熱）	発熱1日	発熱2日	発熱3日	解熱0日	（解熱後1日）	（解熱後2日）	登校可能	